

津幡町小規模事業者等持続化補助金 申請要領

申請期限

令和8年 3月31日（火）まで

令和6年12月23日

更新 令和7年1月7日（P3 申請書記載例を修正）
令和7年1月8日（P5 申請書記載例を修正）

目 次

I. 本事業の概要・支給対象 1～2

1. 目 的	1
2. 補助対象者	1
3. 補助対象経費及び補助金の額	1
4. 申請に必要な書類	2
5. 手続きの流れ	2

II. 記載例 3～5

1. 申請書兼実績報告書	3
2. 宣誓・同意書	4
3. 補助金請求書	5

III. その他 6

申請・問合せ先	6
-------------------	---

I. 本事業の概要・支給対象

1. 目的

令和6年能登半島地震の影響を受けた町内の法人及び個人事業主の事業再建及び経営安定を図るため、次のいずれかの補助金（以下「県補助金等」という。）の額の確定を受けている事業者に対し、追加支援を行います。

- ア 全国商工会連合会が交付する、小規模事業者持続化補助金（災害支援枠（令和6年能登半島地震））
- イ 公益財団法人石川県産業創出支援機構が交付する、中小企業者持続化補助金（災害支援枠（令和6年能登半島地震））
- ウ 石川県が交付する、石川県なりわい再建支援補助金

2. 補助対象者

県補助金等の額の確定を受けている事業者で、令和6年1月1日以前から町内に事業所を有する法人または個人事業主で、次の①、②のいずれにも該当する者

- ① 津幡町の条例、規則等に定める税及び料金等の滞納がない者
- ② 補助金の申請後も町内で事業を継続する意思のある者

3. 補助対象経費及び補助金の額

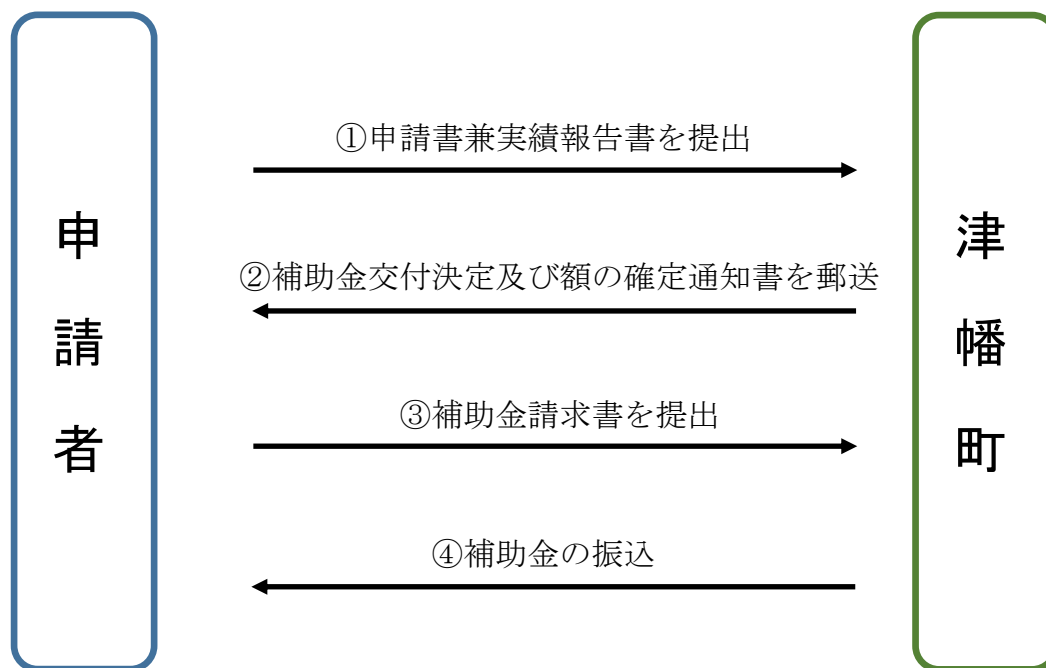
- ・ 補助対象経費…県補助金等の補助対象経費のうち、津幡町内の事業所にかかるもの
- ・ 補助金の額…補助対象経費から県補助金等の交付確定額を差し引いた額に2分の1を乗じた額とし、下記の金額を上限とします。※千円未満の端数は切り捨て

県補助金等の種類	津幡町補助金の上限額
ア 小規模事業者持続化補助金	50万
イ 中小企業者持続化補助金	50万
ウ 石川県なりわい再建支援補助金	100万

4. 申請に必要な書類

- (1) 申請書兼実績報告書（様式第1号）
- (2) 県補助金等の額の確定通知書の写し及び事業内容が分かる実績報告書等
- (3) 宣誓・同意書（様式第2号）
- (4) その他町長が必要と認める書類

5. 手続きの流れ



Ⅱ. 記載例

1. 申請書兼実績報告書 ※消せるボールペンは使わないでください

様式第1号（第5条関係）

提出日を記載してください

令和7年 ○月 ○日

（宛先）津幡町長

- ・小規模事業者持続化補助金
- ・石川県なりわい再建支援補助金

の2つの補助金の額の確定を受けている事業者の場合

住所又は所在地 〒929-0325
津幡町字加賀爪ニ3番地

法人名又は屋号 株式会社 津幡建築
代表者氏名 代表取締役 津幡 太郎

【担当者】

氏名 加賀爪 花子 電話番号 076-288-6704

令和6年能登半島地震に係る津幡町小規模事業者等持続化補助金交付申請書兼実績報告書

令和6年能登半島地震に係る津幡町小規模事業者等持続化補助金の交付を受けたいので、令和6年能登半島地震に係る津幡町小規模事業者等持続化補助金交付要綱第5条の規定により関係書類を添えて申請いたします。

1 補助金申請額

申請の対象となる事業所等の所在地：津幡町北中条3丁目1番地

※右記の補助金のうち、確定を受けているものの□にチェックを入れてください	☒ 小規模事業者持続化補助金（災害支援枠（令和6年能登半島地震）） ☐ 中小企業者持続化補助金（災害支援枠（令和6年能登半島地震））	☒ 石川県なりわい再建支援補助金
① 県補助金等の補助対象経費の額	2,987,654円	5,600,000円
② 上記のうち津幡町内の事業所にかかる額	2,587,654円	5,600,000円
③ 県補助金等の交付確定額	1,991,000円	4,200,000円
④ 上記のうち津幡町内の事業所にかかる額 ③×(②/①) (1円未満切捨て)	1,724,436円	4,200,000円
⑤ (②-④) / 2 の額 (千円未満切捨て)	431,000円	700,000円
⑥ 補助金の上限となる額	500,000円	1,000,000円
⑤又は⑥のうちいずれか少ない額	A 431,000円	B 700,000円
交付申請額（A+B）	1,131,000円	

2 添付資料

- ☒以下の県補助金等の確定通知書の写し及び事業内容がわかる書類
 - ・小規模事業者持続化補助金（災害支援枠（令和6年能登半島地震））
 - ・中小企業者持続化補助金（災害支援枠（令和6年能登半島地震））
 - ・石川県なりわい再建支援補助金
- ☒宣誓・同意書（様式第2号）

見積や、補助対象となった施設の写真など、町内の事業所にかかるものであることがわかる書類を添付してください

2. 宣誓・同意書 ※消せるボールペンは使わないでください

様式第2号（第5条関係）

宣誓・同意書

令和6年能登半島地震に係る津幡町小規模事業者等持続化補助金を申請するにあたり、以下の事項について、宣誓・同意します。また、虚偽等が判明した場合は、補助金の返還に応じます。

- (1) 以下の対象者条件に該当し、申請内容に相違ありません。
 - ① 令和6年1月1日以前から津幡町内に事業所を有する法人又は個人事業主
 - ② 津幡町の条例、規則等に定める税及び料金等の滞納がない
 - ③ 補助金の申請後も町内で事業を継続する意思がある
- (2) 代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の構成員に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する性風俗関連特殊営業又は該当営業にかかる接客業務受託営業を行う事業者ではありません。
- (4) 宗教活動又は政治活動を目的としている事業者ではありません。
- (5) 本補助金の審査のために、津幡町が申請者の課税台帳等を閲覧し、必要最低限の調査を行うことに同意します。また、津幡町が本補助金の給付状況等を税務情報として利用することに同意します。
- (6) 本補助金受給後も、町長が必要と判断した場合、関係書類確認、事情聴取、立入検査等の調査に応じることに同意します。

提出日を記載してください

令和7年 ○月 ○日

法人名又は屋号 株式会社 津幡建築
代表取締役
代表者又は個人事業主の氏名（自署） 津幡 太郎

3. 補助金請求書 ※消せるボールペンは使わないでください

様式第4号（第8条関係）

提出日を記載してください

年 月 日

（宛先）津幡町長

住所又は所在地 〒929-0325

津幡町字加賀爪二3番地

法人名又は屋号 株式会社 津幡建築

代表者氏名 代表取締役 津幡 太郎

【発行責任者】

職・氏名 経理部長・津幡 三郎 電話番号 076-288-6704

【請求担当者】

職・氏名 事務員・加賀爪 花子 電話番号 076-288-6704

令和6年能登半島地震に係る津幡町小規模事業者等持続化補助金請求書

令和7年 ○月 ○日付け津産振発第○○○号により交付決定及び額の確定通知のあった令和6年能登半島地震に係る津幡町小規模事業者等持続化補助金について、令和6年能登半島地震に係る津幡町小規模事業者等持続化補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり請求します。

記

役場からお送りする確定通知に記載
されている額を記載してください

金 1, 131, 000 円

【受取口座記入欄】

フリガナ	カ) ツバタケンチク											
口座名義	(株)津幡建築											
金融機関名	北國 銀行・金庫・農協・組合						津幡支 店 出張所					
種 別	1 普通・総合 2 当座 3 その他				口座番号	1	2	3	4	5	6	7

Ⅲ. その他

- (1) 申請の内容を審査する際、不明な点が発生した場合は、記載された連絡先への連絡及び追加書類の提出を求めることがあります。
- (2) 審査の結果、不支給となった場合は、その旨を文書で通知いたします。
- (3) 提出された書類について、不審な点が見られる場合、調査を行うことがあります。調査の結果によって不正受給と判断された場合、補助金の返還を求める場合があります。

【申請・問い合わせ先】

〒929-0393 河北郡津幡町字加賀爪ニ 3 番地
津幡町 産業建設部産業振興課 商工観光係
受付時間 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
TEL:076-288-6704 FAX:076-288-6470
E-mail:sangyou@town.tsubata.lg.jp